

## 動画投稿・共有サイトの運営者の法的責任

——ジャストオンライン事件——

知財高裁平成22年9月8日判決 平成21年(ネ)10078号  
著作権侵害差止等請求控訴事件 控訴棄却 最高裁HP  
東京地裁平成21年11月13日判決 平成20年(ワ)21902号  
著作権侵害差止等請求事件 一部却下, 一部認容, 一部棄却 (控訴)  
判例時報2076号93頁

渡 邊 修\*\*

### 【要 旨】

本件は、動画投稿・共有サービスの運営者の著作権侵害責任が問われた事例である。同様のサービスは、「YouTube」(運営者：グーグル株式会社)、「ニコニコ動画」(運営者：株式会社ニワンゴ)、「Yahooビデオキャスト」(運営者：ヤフー株式会社)等によっても提供されている。

1. 本判決では、動画サイトの運営者がサーバに違法にアップロードされた動画ファイルの複製権・公衆送信権の侵害主体と認定されたが、そこで用いられた判断枠組の性質を吟味する必要がある。

2. 動画サイトの運営者が特定電気通信役務提供者として損害賠償責任を負う際の要件を検討する必要がある。

<参照条文>著作権法21条, 23条, 112条, 114条の5, 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)2条4号・3条1項

### 【事 実】

#### 1. 概 要

X(原告)は音楽著作物の著作権等管理団体。Xは、動画投稿・共有サイトを運営するY<sub>1</sub>(被告株式会社)が主体となって、Y<sub>1</sub>のサーバにXの管理著作物の複製物を含む動画ファイルを蔵置し、これを各ユーザーのパソコンに送信していると主張して、①Y<sub>1</sub>に対しては著作権(複製権及び公衆送信権)に基づいてそれら行為の差止を、②Y<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>(被告会社代表者)に対しては著作権侵害による不法行為に基づいて過去の侵害に対する損害賠償金及び将来の損害賠償金の連帯支払いを求めた。

#### 2. 争 点

本件サイトは、専用のソフトウェアを使用し、登録会員がY<sub>1</sub>のサーバにアップロードした動画を、サイトにアクセスした不特定多数の者がストリーミング形式で視聴できるようにしたサービスである。本件サービスの過程で、多くの

\* 同志社大学名誉教授 Ryuichiro SENGEN

\*\* 新潟大学大学院准教授 Osamu WATANABE

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

登録会員が自主制作でない市販のDVDやテレビ放送などの音楽を含む動画ファイルをアップロード（複製権侵害）し、多数のファイルがサーバから各ユーザーへと送信された（公衆送信権侵害）。また、本件サービスには、バナー広告や検索連動型広告が置かれており、Y<sub>1</sub>はこれにより広告収入を得ていた。Xは、①本件サービスにより生ずる著作権侵害の主体はY<sub>1</sub>であるから、Y<sub>1</sub>に対して差止及び損害賠償を請求できる、②本来Y<sub>1</sub>はその代表取締役であるY<sub>2</sub>の個人会社であって、Y<sub>2</sub>はY<sub>1</sub>の活動のすべてを管理支配しているから、本件サービスの提供はY<sub>2</sub>の行為といえるとして、Y<sub>2</sub>も損害賠償の責任を負う、と主張した。

これに対し、Yらは、①差止請求に関して、本件サービスにより生ずる著作権侵害の主体はユーザーである、②損害賠償請求に関して、Y<sub>1</sub>にはプロバイダ責任制限法3条1項1・2号の事由がなく、また同項ただし書の「発信者」でもないから責任を負わない、と主張した。

### 3. 第1審判決

東京地裁は、以下のように判示した。

#### (1) Y<sub>1</sub>の侵害主体性（肯定）

Y<sub>1</sub>は本件サービスが著作権侵害の蓋然性が高いことを予想することができ、また侵害を現実認識しているにもかかわらず、なんら有効な回避措置及び削除措置を採らず、これにより利益を得ている。よって、Y<sub>1</sub>は「著作権侵害行為を支配管理できる地位にありながら著作権侵害行為を誘引、招来、拡大させてこれにより利益を得る者であって、侵害行為を直接に行う者と同視できるから、本件サイトにおける複製及び公衆送信（送信可能化を含む。）に係る著作権侵害の主体というべきである。」

#### (2) Y<sub>1</sub>の損害賠償責任（肯定）

Y<sub>1</sub>がプロバイダ責任制限法3条1項本文により損害賠償責任を制限されるか、それとも同項但書の「当該権利を侵害した情報の発信者」

に該当するものとして損害賠償責任を負うかについて、東京地裁は、「プロバイダが差止請求の相手方たり得るための要件である「侵害主体」と、プロバイダが損害賠償責任を負うための要件である「発信者」とは、それぞれの法の目的に従って解釈されるべきことであるから、「侵害主体」であっても「発信者」ではないということはある得ないではない。」と前置きしたうえで、「被告会社は、著作権を侵害する動画ファイルの複製又は公衆送信（送信可能化を含む。）を誘引、招来、拡大させ、かつ、これにより利益を得る者であり、著作権侵害を生じさせた主体、すなわち当の本人というべき者であるから、発信者に該当するというべきである。」と判示し、「本件サービスを提供するに当たり、本件管理著作物について著作権侵害の結果が発生することが当然予想され、かつ、これを認識していたにもかかわらず、これを防止するための有効な措置を講じなかった」として、著作権侵害について過失を認めた。

#### (3) Y<sub>2</sub>の損害賠償責任（肯定）

Y<sub>1</sub>は、Y<sub>2</sub>の個人会社であり、Y<sub>2</sub>は、自らのチャンネルの中で自らもX管理著作物から作成した違法動画ファイルをアップロードしていたから、Y<sub>2</sub>も、Y<sub>1</sub>とともに著作権侵害行為の主体と評価することができる。したがって、本件サービスにおける著作権侵害行為は、Y<sub>1</sub>とY<sub>2</sub>との共同不法行為である。

Y<sub>1</sub>ら控訴。控訴審における争点は1審と同じ。

## 【判 旨】

控訴棄却

### 1. Y<sub>1</sub>の侵害主体性

「……控訴人会社が、本件サービスを提供し、それにより経済的利益を得るために、その支配管理する本件サイトにおいて、ユーザーの複製行為を誘引し、実際に本件サーバに本件管理著作物の複製権を侵害する動画が多数投稿される

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ことを認識しながら、侵害防止措置を講じることなくこれを容認し、蔵置する行為は、ユーザーによる複製行為を利用して、自ら複製行為を行ったと評価することができるものである。

よって、控訴人会社は、本件サーバに著作権侵害の動画ファイルを蔵置することによって、当該著作物の複製権を侵害する主体であると認められる。

また、本件サーバに蔵置した上記動画ファイルを送信可能化して閲覧の機会を提供している以上、公衆送信（送信可能化を含む。）を行う権利を侵害する主体と認めるべきことはいうまでもない。」

### 2. Y<sub>1</sub>のプロバイダ責任制限法3条1項但書「発信者」該当性

「控訴人会社は、ユーザーによる著作権を侵害する動画ファイルの複製又は公衆送信を誘引、招来、拡大させ、かつ、これにより利得を得る者であり、ユーザーの投稿により提供されたコンテンツである「動画」を不特定多数の視聴に供していることからすると、著作権侵害を生じさせた主体、すなわち当の本人というべき者であ〔り、〕」「〔発信者〕に該当する」。「本件サービスが著作権侵害の蓋然性が高いサービスである以上、発信者としての責任を負うことになっても、プロバイダ責任制限法の趣旨を没却するものではない。また、……控訴人会社が発信者に該当する以上、権利侵害回避の技術的可能性等について論じるまでもなく、本件管理著作物に係る著作権の侵害について、責任を負うべきことになる。」

## 【研究】

### 1. はじめに

YouTubeに代表される動画投稿・共有サイトにユーザーが違法に動画ファイルをアップロードし、他のユーザーに視聴させた場合、動画サイトの運営者は法的な責任を負うのか。こう

した問題は世界中で起きており、MTVやパラマウント・ピクチャーズ等を保有する米メディア大手ViacomがYouTubeとこれを所有するGoogleとを相手どって提起したアメリカの著作権侵害訴訟において、2010年6月23日NY南部地区連邦地裁判決は、動画サイト運営者の責任を非常に限定的に解したことで、わが国でも注目された<sup>1)</sup>。今日、動画投稿・共有サイトはネットユーザーの日常に溶け込んでおり、大新聞社のウェブサイトからも動画が投稿できるようになっているほどであるが、法的な課題は多い。この問題は、侵害主体の問題とプロバイダの責任制限の問題が交錯する理論的にも興味深い分野であり、技術的な対応策をも含めて、サイト運営者および権利者ならびにサイバースペースの健全な発展にとって實際上妥当な結論を模索していく必要がある。

### 2. 侵害主体の判断基準

#### (1) 直接の侵害者以外の者が著作権侵害について負う責任

法律の世界では、直接の行為者以外の者が規範的な観点から法的責任を負わされることが間々ある。履行補助者の故意・過失につき債務者が負う責任然り、使用者責任然り、刑法上の間接正犯然り。技術の進歩に伴い生まれた著作物利用機器の製造・販売者が間接的な著作権侵害の責任を負うか否かは、古くから世界的な関心事となっていた。独連邦通常裁判所（最上級裁判所）1955年5月18日判決は磁気テープリーダーについてこれを肯定する一方<sup>2)</sup>、米連邦最高裁1984年1月17日判決はビデオデッキ<sup>3)</sup>につき、英貴族院（最上級裁判所）1988年5月12日判決は高速ダブルカセットデッキにつき<sup>4)</sup>、これを否定した。こうした問題の延長線上で、現在、Napster<sup>5)</sup>のようなファイル交換ソフトの問題も議論されている。

日本ではキャバレーや公演における演奏について、その主催者や企画者を侵害主体とした下

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

級審判決があった<sup>6)</sup>が、こうした下級審判例の流れを受けて、最高裁のいわゆる「カラオケ法理」が登場した。

### (2) カラオケ法理本来の射程

クラブ・キャッツアイ判決<sup>7)</sup>のカラオケ法理は、行為管理性と利益帰属の2つの要件が揃えば、物理的な侵害主体以外の者に法的な侵害主体性を認める理論として定式化され、この考え方は多くの判例へと引き継がれた。しかしながら、最高裁判決の調査官解説にも示されているように、そもそもキャッツアイ判決は「あくまで事例判例<sup>8)</sup>」にすぎないものであった。しかも当時の特殊な法状況（附則14条により適法レコードの営業利用は原則自由）および技術状況<sup>9)</sup>を前提としたものであった。加えて、キャッツアイ最高裁判決は、差止請求の事案ではなく、損害賠償請求の事案であったことが指摘されている<sup>10)</sup>。こうした諸々の事情がすべて捨象されて2要件だけが「カラオケ法理」として一人歩きし、その本来の射程を超えて適用されてきたわけである。

### (3) カラオケ法理の適用領域の拡大

たとえば、東京地裁平成14年4月11日決定<sup>11)</sup> [ファイルログ事件仮処分]では、管理・支配の対象が、キャッツアイ判決の「人」から「行為」へと変化し、さらに東京地裁平成18年8月4日判決<sup>12)</sup> [まねきTV事件]では、「手段」に対する管理支配へと変化したとの指摘がなされている<sup>13)</sup>。また上記ファイルログ事件決定は、利益帰属要件のあてはめについても、将来、サイトに広告を掲載して広告収入を得たり、MMO社のサービスを利用してMP3ファイルを受信した者から対価を徴収したりすることを予定していることをもって、これが満たされると解している点について、「かなり無理のある根拠付けを行っている」<sup>14)</sup>と評されている。

### (4) 判例は「カラオケ法理」を適用しているのか？

### ① カラオケ法理適用の制限

こうした拡大傾向への批判に対して、一方で要件の厳格な適用により対処しようとする判例がある。たとえば、利益帰属要件について、大阪地裁平成17年10月24日判決<sup>15)</sup> [選撮見録事件]は、集合住宅向けハードディスクビデオレコーダシステムを販売している被告が「受けている利益（保守業務の対価）も高いかどうか明確なものでもない」として、利益帰属要件を厳格に解している。また、知財高裁平成21年1月27日判決<sup>16)</sup> [ロクラクⅡ事件]は、ビデオデッキレンタルサービス事業を行っている業者が得ている利益について、第1審の東京地裁平成19年3月30日判決<sup>17)</sup>が、「被告は、本件サービスによって、……「初期登録料」及び「レンタル料」を取得している。」として肯定したのに対して、料金は複製回数等により変わらない定額なので、機器のレンタル料を超えて、複製情報の対価の趣旨をも有するとはいえないと判示している。知財高裁は、行為管理性についても、第1審の判断を覆して、これを認めておらず、またキャッツアイ判決についても、「本件と事案を異にする」として、カラオケ法理そのものまで否定していないが、これを厳格に適用する姿勢を示している。こうした判決の姿勢は、カラオケ法理やその拡張適用に対する学説の強い批判を顧慮したものかもしれない。

### ② カラオケ法理の揚棄？

しかしながら、一般に「カラオケ法理を適用した判例」といわれるものが、実際に、カラオケ法理に沿って判断を下しているのかは判然としない<sup>18)</sup>。上記ファイルログ事件決定にしても、「債務者の行為の内容・性質、利用者の送信可能化状態に対する管理・支配の程度、本件行為によって生ずる債務者の利益の状況等を総合斟酌して判断すべきである。」と述べており、行為管理性と利益帰属の2要件に基づく単純な「カラオケ法理」をそのまま適用してい

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

るわけではない。録画ネット事件第1審決定<sup>19)</sup>は、債権者・債務者が利益帰属性の有無を争ったにも関わらず、利益帰属性の判断をすることなく、管理・支配性のみから業者の複製主体性を認めている。

そもそも考えてみれば、行為管理性と利益帰属性の2要件が認められれば、なぜ侵害主体性が認められるのか、その根本のところは明らかではない。物理的侵害者の行為を完全に「支配」している場合には、支配者は、この者を完全に「道具」として利用しているといえるから、支配性要件だけで、この支配者に侵害主体性を認めることができる。しかし、物理的侵害者の行為を「支配」するまでに至らない場合、つまり「管理」のレベルに止まる場合には、その他の要件をも勘案していれば合わせ技一本で侵害主体性を認定することが必要になる。利益帰属性は、この「他の要件」の有力な要素ではありうるが、それが唯一絶対のものではない。

### (5) 本判例の判断基準

本件第1審判決は、侵害主体の判断基準として、「著作権法上の侵害主体を決するについては、……問題とされる行為の内容・性質、侵害の過程における支配管理の程度、当該行為により生じた利益の帰属等の諸点を総合考慮し、侵害主体と目されるべき者が自らコントロール可能な行為により当該侵害結果を招来させてそこから利得を得た者として、侵害行為を直接に行う者と同視できるか否かとの点から判断すべきである。」と述べて、①行為の内容・性質、②支配管理、③利益帰属というファイルログ事件決定に見られる要素を挙げ、さらに④侵害態様として、(i)侵害ファイルの割合、(ii)削除措置、(iii)回避措置について検討したうえで、Y<sub>1</sub>の侵害主体性を認めている。近時の判例は果たして基本的にカラオケ法理を適用しているのか、それとも批判の多いカラオケ法理とは一応決別したうえで、揚棄された新たな侵害主体性

の認定基準を構築しようとしているのであろうか。

### (6) 最高裁の考え方

この問題につき、本年1月、極めて注目される最高裁判決が相次いで下された。いずれも、ネットワークを介してテレビ番組を視聴することを可能にするサービスの是非が争われたものである。

#### ① まねきTV事件最高裁判決

まねきTVの事案においては、TVチューナーを内蔵し、受信する放送を利用者からの求めに応じてデジタルデータ化し、このデータを自動的に送信する機能を有する機器を、業者が預かり、TVアンテナおよびインターネットに接続するサービスが送信可能化権および公衆送信権侵害に該当するか否かが争われた。この事案では、業者が預かる機器はソニー製の汎用商品であり、また録画ネットの事案とは異なり、利用者が自己の機器にアクセスする際の認証も不要であったことから、行為の管理性が弱いものと考えられていた。しかしながら、最高裁第3小法廷平成23年1月18日判決〔まねきTV事件〕は、侵害主体性の判断基準を示すことなく、また利益帰属要件について検討することもなく、業者が「機器への情報の入力」を行ったという点を重視して、1・2審の判断を覆し、業者の行為主体性を認定した。

#### ② ロクラクⅡ事件最高裁判決

また、ネットワークを通じて放送番組を録画・転送できる機器の貸与・販売サービスを行っていた業者の複製権侵害の主体性を巡って争われた事案において、最高裁第1小法廷平成23年1月20日判決〔ロクラクⅡ事件〕も、知財高裁の判断を覆し、まねきTV事件最高裁判決と同様、「機器への情報の入力」を重視して、破棄差戻を命じた。すなわち、第1小法廷は、「複製の主体の判断に当たっては、複製の対象、方法、複製への関与の内容、程度等の諸要素を考

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

慮して、誰が当該著作物の複製をしているといえるかを判断するのが相当である」と侵害主体の判断基準を示したうえで、業者が、その管理、支配下において、放送を受信して複製機器に入力するという、複製機器を用いた放送番組の複製の実現における枢要な行為をしているものと評価できれば、業者は複製の主体といえると結論づけた。第1小法廷も、利益帰属要件の判断はしていない。

### ③ 最高裁判決の評価

これら2つの最高裁判決が示唆しているのは、最高裁は世間にいわゆる「カラオケ法理」を再評価する意思を明らかにしたのではないかということである。ロクラクⅡ事件最高裁判決には金築誠志裁判長の補足意見が付されており、この点がより明確に述べられている。すなわち、「カラオケ法理」は、物理的観点から離れ、規範的あるいは社会的・経済的な観点から法的責任を認める一般的な法解釈の手法にすぎず、行為に対する管理・支配と利益の帰属という二「要素」（「要件」ではない！）も固定的なものと考えべきではない。この二要素は、社会的・経済的な観点から行為主体を検討する際に、多くの場合、重要な要素であるというにとどまる。キャッツアイ最高裁判決は、こうした社会的・経済的側面をも含めた総合的観察を行うべきであるという当たり前のことを述べたにすぎず、利用者の物理的行為の側面にのみ焦点を当てた原判決はこの総合的視点を欠くものである、と。同裁判官は、また、親機に対する管理支配性が認められれば録画主体性を肯定できるのであり、利益帰属の判断は不要であるとも述べている。

金築補足意見に従って整理すれば、(i) 規範的な観点から物理的侵害主体以外の者に法的責任を認めることは法のごく一般的な解釈手法である、(ii) キャッツアイ事件の事案の下では、管理支配性と利益帰属の2つの要素にしたがっ

て侵害主体性を認定する「カラオケ法理」が合理性を有していた、(iii) しかし、要は、社会的・経済的観点を含めて総合的に観察して主体性を認定することが大切であり、カラオケ法理の判断枠組によらない侵害主体の認定も当然にありうる、ということになる。

ロクラクⅡ事件の法廷意見と補足意見の間に見解の相違があるのか否か、第1小法廷と第3小法廷の見解についてはどうか、は不明であり、また、第1小法廷も第3小法廷も「機器への情報の入力」という物理的行為の側面を重視しすぎてはいないかという疑問がないではないが、いずれにせよ、これらの最高裁判決により、侵害主体の判断基準の問題は、カラオケ法理から別のステージへと移行したといえるかもしれない。今後は、明快なビジネスの指針が得られるように、判断要素の明確化が課題となる。

### (7) 不作為による著作権侵害

本件において、 $Y_1$ を侵害主体と理論構成しなくても、 $Y_1$ に先行行為、条理または慣習上の削除義務が発生した後、 $Y_1$ が著作権侵害の動画ファイルを削除せず放置していた場合には、 $Y_1$ は、自ら不作為により複製権侵害および公衆送信権侵害を行っているものと評価されることになる。 $X$ の予備的主張は、あるいはこのような趣旨であるのかもしれない（ちなみに、サーバからファイルを削除する場合のように、「作為義務」が発生させる根拠として、一般に、①法律、②契約、③先行行為、④条理が挙げられる。この事案の場合には、先行行為または条理が問題となる。文献の中には、名誉毀損に関し、匿名性を強調し違法な書き込みを誘引したことをもって先行行為と解し、これによる作為義務を認めた判例がある旨、指摘するものがある（高瀬亜富「第三者によりBBS上になされた書き込みについてBBS管理者の著作権侵害が認められた事例－2ちゃんねる小学館事件」知的財産法政策学研究第17巻November 2007, 143-147頁。）。

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

しかし、明示的に先行行為による削除義務を認めた判決はないように思われる。けれども本件においては、登録会員の匿名性が確保されており、また、カテゴリー設定においても自主製作動画のみでは構成しえないと思われるものが設定されていた（「アニメ」「韓流スター」など）。しかも被告らは、一定の動画を推奨している事実も認定されている。このような事情がある場合には、他のユーザーのアップロード行為につき、被告らに先行行為による作為義務を認定することも可能であろう。本件では、Y<sub>2</sub>は違法ファイルを自らアップロードした事実も認定されており、この場合には作為義務云々以前に明白な公衆送信権・複製権侵害となるが、アップロードされたファイルについては先行行為による削除義務が発生することは当然である。）。

この場合には、Xのどのような行為によってY<sub>1</sub>に作為義務を発生させることができるようになるかが大きな問題となるが、こうした訴訟を提起する場合には、原告側は自己の管理著作物がサーバにどれだけ違法に蔵置されているか、楽曲リストを示すであろうから、これによりY<sub>1</sub>に作為義務を発生させることができるとすれば、Y<sub>1</sub>を最初から侵害主体と構成した場合と比べてさほど大きな違いは生じない可能性もある。名誉毀損等のケースと異なり、著作権侵害の場合にはプロバイダにとっても権利侵害の判断が容易な場合が多いかもしれない（「対抗言論の法理」などの考慮も不要）。

### 3. 動画投稿・共有サイトの運営者の責任制限

#### (1) プロバイダの責任制限

動画投稿・共有サイトの運営者は、いわゆる「プロバイダ」（厳密に言えば、プロバイダ責任制限法2条3号にいう「特定電気通信役務提供者」）に該当する。ホスティング・サービスを提供するプロバイダはインターネットの主要なプレイヤーであり、こうしたプロバイダが、第三者のアップロードした違法コンテンツゆえ

に法的な責任を負わされることになれば、健全なネット社会の発展は望めない。そこで、世界中でプロバイダの責任を制限する立法を行っている。EUでは、2000年6月8日に採択された電子商取引指令14条が「notice and take down procedures」等のホスティングに関するプロバイダの免責の条件を定めており、また15条は一般的監視義務を否定している。アメリカは、2000年10月に施行されたデジタルミレニアム著作権法（以下「DMCA」という。）512条にて、責任制限を規定している。日本では、2002年5月よりプロバイダ責任制限法が施行されている。同法3条1項によって、プロバイダは、①情報の送信を技術的に防止することができる場合であって、②（i）プロバイダが情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき、または（ii）情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足る相当の理由があるときでなければ、損害賠償の責めに任じないものとされている。また名誉毀損に関する判例ではあるが、プロバイダの常時監視義務を否定したものもある<sup>20)</sup>。

#### (2) プロバイダ責任制限法3条1項本文但書

プロバイダ自身が権利侵害情報を発信している場合には、プロバイダの責任を制限してやる必要はない。その当然の事柄を規定したのが3条1項の但書である。判決は、Y<sub>1</sub>は発信者であると認定し、「著作権侵害の結果が発生することが当然予想され、かつ、これを認識していたにもかかわらず、これを防止するための有効な措置を講じなかった」として、著作権侵害につき過失を認めている。

本件ではY<sub>2</sub>の個人会社であるY<sub>1</sub>の代表取締役であるY<sub>2</sub>自身がXの管理著作物を複製した動画ファイルを自らアップロードしていたという事情があったため被告らの責任を制限することには慎重にならざるを得なかったわけである

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

が、一般論として言えば、ホスティング・サービスを提供するサーバは、あらゆる種類の権利侵害の可能性を内包しており、その判断を迫られるプロバイダの負担を考えれば、その責任は原則的には制限的に解すべきである。

(3) *Viacom Int'l v. YouTube*, 2010 U.S. Dist. LEXIS 62829 (S.D.N.Y. 2010)

この事案において、被告YouTubeのウェブサイト上には、Viacomの保護著作物である数万の違法動画ファイルが無断でアップロードされ数億回も視聴されており、YouTubeも気づいていた。このようなケースについて、プロバイダであるYouTubeは、DMCA512条(c)により免責を受けることができるのかが問題となった。同項(1)(A)は、(i)プロバイダがサーバ上のファイルが著作権を侵害するものであることを現実に知らず、(ii)そのような現実の知識がない場合において、侵害行為が明白であるような事実または状況にプロバイダが気づいておらず、(iii)権利侵害に気づくや、すぐにファイルを除去したりアクセスできないようにしている場合に、プロバイダを免責している。YouTubeは、notice and takedownは厳密に守っており、実際、Viacomがおよそ10万のビデオの違法アップロードを指摘したところ、翌営業日にはほぼすべてを除去していた。

最大の争点は、プロバイダが、「侵害がある」と概括的に気づいていた場合には、DMCA512条(c)(1)(A)(i)の「システム若しくはネットワーク上の素材又は素材を使用した行為が著作権侵害にあたることを現実に知らないこと」および同(ii)「侵害行為が明白となる事実又は状況を知らないこと」という条文の文言を満たさず免責を受けられなくなるのか、それとも個々の素材について特定のはっきりした侵害の現実の認識がない限りは、なお免責を受けうるのか、である。

判決(summary judgment)は、後者の見解

を採用し、プロバイダが特定の侵害例を知った場合には、即座にその侵害素材を除去しなければならないが、「侵害がいたるところで起きている」と概括的に知っていたというだけでは、プロバイダは、侵害を監視・探知する義務を負わないと述べている。

こうした結論に対しては、権利侵害を探知するコストを著作権者に押し付けるのは不当だという観点からの異論もあるところであるが、「DMCAの侵害通知手続は、著作権侵害を取り締まる負担をはっきりと著作権者に課すものである」と説く判例もある(*Perfect 10, Inc. v. CCBill LLC*, 481 F.3d 751, (9th Cir. Cal. 2007).)。

上述の通り、プロバイダ責任制限法は、プロバイダが責任を負う要件として、①権利侵害を伴う情報が流通しているということをプロバイダが認識しており(=権利侵害情報がないかどうかを監視する義務はない)、かつ②プロバイダが権利侵害を認識しているか、または権利侵害を知りえた相当の理由があること、を挙げている。しかし、これらの要件の解釈には広狭の幅があり、結局のところ、プロバイダにいかなる責任を負わせるのがネットワーク社会の発展に望ましいのかという価値判断による部分が大きい。確かにプロバイダの責任は制限的に解釈するのが原則である。しかし、電子掲示板を開いている学生(これもプロバイダ責任制限法上の「特定電気通信役務提供者」に該当する)などとは異なり、一定の動画共有サイトは著作権侵害を最初から内包して利益を上げることを目指している事業という側面もあり、著作権者の犠牲において、こうした事業者を手厚く保護してやる必要があるのかという疑念もあろう。さらにいえば、サイバースペース外の現実世界における情報媒介者の責任とあまりかけ離れたものとなることもまた、好ましくないであろう。



## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

### 注 記

- 1) Viacom Int'l v. YouTube, 2010 U.S. Dist. LEXIS 62829 (S.D.N.Y. 2010). 丸橋透「DMCAホスティングサービスプロバイダのセーフハーバーの射程」L&T No.49, 2010/10, 126-132頁参照。
- 2) BGHZ17, 266, 290ff. – Grundig Reporter
- 3) Sony Corp. of America v. Universal City Studios, Inc., 464 U.S. 417 (1984).
- 4) CBS Songs Ltd. v. Amstrad Consumer Electronics plc [1988] 2 All ER 484 (H.L.). ちなみにイギリスの著作権法は、22条から26条にかけて、二次的著作権侵害 (Secondary infringement of copyright) に関する規定を置いている。
- 5) Napster (A&M Records v. Napster, Inc., 239 F. 3d 1004 (9th Cir. Cal. 2001).) やGrokster (MGM Studios Inc. v. Grokster, Ltd., 545 U.S. 913 (2005).) など。
- 6) 名古屋高裁昭和35年4月27日決定 判例時報224号111頁 [中部観光事件], 東京地裁昭和54年8月31日判決 判例時報956号83頁 [ビートル・フィーバー事件], 大阪地裁昭和42年8月21日判決 判例時報496号62頁・大阪高裁昭和45年4月30日判決 無体例集2巻1号252頁 [ゴールデンミカド事件]。
- 7) 最高裁昭和63年3月15日判決 民集42巻3号199頁 [クラブ・キャッツアイ事件]。
- 8) 水野武「カラオケ伴奏による客の歌唱につきカラオケ装置を設置したスナック等の経営者が演奏権侵害による不法行為責任を負うとされた事例」『最高裁判所判例解説民事篇 (昭和63年度)』(法曹会, 1990) 151-174頁。同解説は「利益帰属要件」については触れていない。
- 9) 歌詞をメロディ・映像とともに画面に映し出すレーザーカラオケならば歌詞やメロディの上映権侵害を問うことができる (2条1項17号) が、当時は、伴奏用楽曲のみが録音されたカラオケテープを再生して客は歌詞集により歌唱していた。レコード再生の演奏権侵害を問えないので、客の歌唱による演奏権侵害 (2条1項16号) を問うためには、38条をクリアするためにも店を歌唱=演奏権侵害の主体とする必要があった。
- 10) 上野達弘「いわゆる「カラオケ法理」の再検討」『紋谷暢男教授古稀記念 知的財産法と競争法の現代的展開』(発明協会, 2006) 787頁。
- 11) 判例時報1780号25頁。
- 12) 判例タイムズ1234号278頁。
- 13) 奥邨弘司「変質するカラオケ法理とその限界についての一考察」情報ネットワーク・ローレビュー第6巻2007年5月42, 47頁。
- 14) 平嶋竜太「ピア・ツー・ピア方式による電子ファイルの交換に関するサービスを提供している債務者に対し、著作権侵害及び著作者隣接権侵害を理由に、利用者へのファイル情報の送信の差止めが命じられた事例—ファイルログ仮処分」判例時報1797号203頁。
- 15) 判例時報1911号65頁。
- 16) 平成20(ネ)10055号
- 17) 平成18(ヨ)22046号
- 18) 後掲・岡評釈65頁は、「この基準は、いうまでもなく「キャッツアイ」事件最高裁判決が示す「カラオケ」法理によるものです。」と説く。
- 19) 東京地裁平成16年10月7日決定 判例時報1895号120頁。
- 20) 東京地裁平成9年5月26日判決 判例時報1610号22頁 [NIFTY「フェミニズム会議室」名誉毀損事件]。

\* 第1審判決の評釈として、以下のものがある。

岡邦利「続・著作権の事件簿 (132) 無許諾の動画ファイル視聴サービスが音楽著作権者の公衆送信権等を侵害するとされた事例—「TVブレイク」事件—」JCAジャーナル2010.2, 64-67頁。

佐藤豊「動画投稿サイトの運営者の法的責任に関して—TVブレイク事件を題材に—」パテント2010, Vol.63 No.7, 64-71頁。

(原稿受領日 2010年12月8日)